**令和5年度大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金　【FAQ】**

１．障がい支援区分５以上の方が、令和５年３月に入居されたが、障がい特性に応じた居室改修が必要となった。この補助金はこれから受け入れる場合のみが対象か。

⇒本補助金に申請される場合は、令和5年4月1日以降に入居された方、また、今後の入居に向け調整中等の方について、指定様式「利用者受入れ（予定）及び事業所状況の申出書」に記載の上、ご申請ください。

２．令和５年４月にグループホームを新規開設した。令和５年５月に受け入れた障がい支援区分６の方のために、障がい特性に配慮した改修が必要であることがわかった。この補助金の対象となるか。

⇒対象となります。令和５年５月に入居された方、また、今後の入居に向け調整中等の方について、指定様式「利用者受入れ（予定）及び事業所状況の申出書」に記載の上、ご申請ください。

３．これからグループホームの体験入居の予定はあるが、体験後に入居しないことになった場合は補助金の返還が必要か。

⇒本補助金は、交付確定前に、実績報告書をご提出いただきます。

体験後に入居しないことになった場合など、当初のご申請内容に変更がある場合は、理由書を求めます。理由が相当と認められるときは、補助金は交付します。

４．グループホームに２名の入居を予定しているが、協議書を２件（上限180万円×２＝360万円）提出することは可能か。また、1事業所番号に複数の住居がある場合は、どうか。

⇒事業所番号ごとの協議申請となります。

また、２以上の住居をまとめて１つの事業所番号で指定されている場合（１事業所番号に複数の住居がある場合）も、複数住居分をまとめて1件の協議申請としてください。

５．法人が運営するグループホームが複数ある。事業所ごとに補助金申請できるか。

⇒事業所番号ごとの協議申請となります。

6．障がい児の短期入所は補助金の対象になるか。

⇒要綱に規定する短期入所であれば、障がい児の短期入所も対象となります。

　 ※障がい児の場合は、厚生労働大臣が定める支援の度合いが区分３以上に該当する利用者が対象と

なります。

７．大阪市の事業所は、この補助金の対象となるか。

　　⇒この補助金と同様の趣旨の補助金制度のある市町村に在する事業所は対象外となります。大阪市には、同種の補助制度があるため、大阪市内に在するグループホームは、対象外です。ただし、短期入所事業所については、同種の補助制度がないため大阪市内の事業所も対象となります。